

令和7年度 大江町優良景観形成補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、暮らしの快適性と美しさが調和する景観づくりを行う者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付対象事業)

第2条 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、別表に掲げる補助基準の基準及び条件を満たすものとする。

- (1) 屋根の塗替え
 - (2) 板塀の設置または修繕
 - (3) 生垣の設置
 - (4) 土蔵等の補修または復元
- 2 前項に掲げる事業は、町内の事業者または個人が施工するものとする。
- 3 第1項に掲げる事業は、申請のあった年度内に完了するものとする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、次の各号に掲げる者のうち、税金の滞納がない者とする。

- (1) 前条第1項第1号の補助金の交付を受けることができる者 町内にある住宅及び店舗等(以下「住宅等」という。)の所有者
- (2) 前条第1項第2号から第4号の補助金の交付を受けることができる者 町内にあるブロック塀または板塀及び生垣(以下「塀等」という。)の所有者、土蔵の所有者

(補助金の額及び限度額)

第4条 第2条第1項各号に掲げる補助金の額及び限度額は、別表に掲げる補助基準によるものとする。ただし、他の制度の適用を受けるものは除く。

- 2 第2条第1項第1号に係る補助金の交付は、1世帯1回限りとし、同第2号から第4号に係る補助金の交付は、その対象となる塀等及び土蔵等の同一範囲1回限りとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項ただし書きの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業との併用申請を例外的に認めるものとし、補助金の合計額は100万円を限度とする。
 - (1) 大江町住宅建築奨励事業
 - (2) 雪から家をまもる事業

- (3) 西山杉材利用促進事業
- (4) 集落活性化支援交付金

(補助金交付申請書)

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 設計書又は見積書の写し
- (3) 既存住宅等の位置図、配置図及び設計図（平面図及び立面図）
- (4) 現況写真
- (5) 納税証明書又は公簿等の閲覧同意書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更で補助金額の増額を伴わない変更とする。

- (1) 交付対象となる住宅等または塀等の変更
- (2) 交付対象事業の変更
- (3) 交付対象経費または補助金額の2割を超える減
- (4) 交付対象事業量の2割を超える減

(実績報告書)

第7条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第3号）
- (2) 交付対象経費に係る領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助金の交付決定を受けた年度内に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき
 - (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき
- 2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

- 第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。
- 2 交付対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条及び第4条関係)

○補助基準

交付対象事業	基準	条件	補助率	限度額
屋根の塗替え	住宅及び店舗等で施工面積が10㎡以上のもの	黒または濃灰色以外の色（マンセルカラーシステムの、明度、彩度の値を足して7以上）から、黒または濃灰色（マンセルカラーシステムの、明度、彩度の値を足して3以下）へ塗替えするもの ※足場設置費用を含む ※屋根の葺き替えは対象としない	経費の1/4	10万円
板塀の設置または修繕	居住の用に供する土地に接する公道（幅員が4m未満の場合は、建築基準法第42条第2項に規定する道路境界線）に面した部分に設置するもの	既存コンクリートブロック塀または生垣を取壊し、板塀を設置するもの ※コンクリートブロック塀または生垣の解体及び撤去費用を含む	経費の1/2	30万円
		既存コンクリートブロック塀への板張付けによる化粧工事をするもの 既存板塀を修繕するもの ※塗替え等維持管理に関するものは対象としない		
生垣の設置		既存コンクリートブロック塀または板塀を取壊し、生垣を設置するもの ※コンクリートブロック塀または板塀の解体及び撤去費用を含む	経費の1/2	
土蔵等の補修または復元	土蔵や住宅の土壁及び漆喰、梁の露出等歴史的意匠の補修または復元	土蔵や家屋の土壁及び漆喰、梁の露出等の歴史的意匠の補修、またはトタンやサイディングで覆っているものを復元するもの	経費の1/2	50万円

※ 個人が交付対象事業を施工する場合の交付対象経費は、原材料費のみとする。